

富士見市自治基本条例の 見直しに関する提言書

平成30年11月21日

富士見市市民参加及び協働推進委員会

目 次

◆ 提言にあたって	1
富士見市市民参加及び協働推進委員会委員長 阿由葉 勝	
1 はじめに	2
2 推進委員会の会議と検討方法	2
3 富士見市自治基本条例の運用改善にむけた提言	3
前文「基本理念」	3
第1章「総則」	3
第2章「基本原則」	3
第3章「市民の権利及び責務」	3
第4章「市議会、市等の責務」	4
第5章「市民参加及び協働のまちづくりの推進」	5
第6章「市政運営」	5
第7章「条例の位置付け」	6
第8章「雑則」	6
4 まとめ	7
5 附属資料	8
(1) 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例	8
(2) 富士見市市民参加及び協働推進委員会名簿	10
(3) 富士見市市民参加及び協働推進委員会開催状況	11

◆ 提言にあたって

富士見市市民参加及び協働推進委員会委員長 阿由葉 勝

平成16年に施行された「富士見市自治基本条例」では、一定の期間ごとに条例を見直し、必要な措置を講ずることを定めています。平成25年度に実施した前回の見直しから5年が経過した平成30年度に、本委員会において3回目の条例見直しの必要性について検討を行いました。

今回の見直しにあたっては、①富士見市の自治基本条例に関する現在の市の取組みと運用を確認し、条文の施策が機能しているか、②社会情勢の変化に適合しているか、③条例の構成上、標記等の不備がないか、の3点から検証を行いました。

また、条例見直しの検討にあわせて、基本理念や趣旨を市民へ広く周知するため、解説の見直しについても活発な議論が行われ、説明や表現、事例の使い方等を検証しました。

その結果、条例の条文については、本委員会としては、市民参加・協働を基調とした基本的理念について適切に表現されていることから、特に修正及び変更の必要はないという結論となりました。

一方、解説については、まちづくりのパートナーである市民へ向けて、よりわかりやすく周知・啓発していくため、表現の修正や市の取組みの紹介などを加える必要があると結論づけられました。

この提言書を踏まえ、今後も自治基本条例が適正に運用され、富士見市民の知恵と力を生かした豊かな自治の推進に寄与していくことを期待します。

1 はじめに

市民参加と協働を基調とした富士見市自治基本条例（平成16年4月1日施行）は、富士見市における自治の推進にむけた基本原則等を明文化したもので、普遍的な事項を規定しているが、この条例が社会経済状況等の変化に対応し、制定の趣旨に沿った内容を維持しているかどうか5年を超えない期間ごとに見直しを行うこととしている。（条例第28条）。

■ 平成20年度見直し

「富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）」において行い、「富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書」を提出した。提言書では、地域自治の理念が適切に表現されているということで、特に修正及び変更はないという結論とした。しかし、理念条例として総合性はあるものの具体的な制度、手続き、手法、運用について課題もあった。市ではこの提言書により課題を洗い出し、改善を行った。

■ 平成25年度見直し

市民懇談会の所掌事務を引き継ぎ、附属機関として平成25年6月に新たに設置された「富士見市市民参加及び協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）」において2回目の見直し検討を行い、「富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書」を提出した。提言書では、市民自治の確立にむけた理念と市政運営の基本的事項が適切に表現されているということで、条例自体の修正及び変更の必要はないとの結論に至った。

2 推進委員会の会議と検討方法

推進委員会の会議は、平成30年4月から11月までの間、5回の会議を開催した。委員の構成は、市民団体の代表7名、公募委員の市民3名の合計10名となっている。

会議では、見直し検討の作業を行うにあたり、①現行の条文の施策が機能しているか、②社会変化に伴い新たな施策を盛り込む必要はないか、③条例の構成上、標記等の不備がないか、の3つの観点から検証し、見直しの必要性について検討を進めた。

特に、「現状の条文の施策が機能しているか」の点では、富士見市の自治基本条例に関する現在の市の取組み及び運用を確認し、課題を整理・反映させるよう、条文だけではなく解説についても照らし合わせて検証を行った。各委員からの意見等を整理し、提言があった条文は次に記すこととする。

3 富士見市自治基本条例の運用改善にむけた提言

■ 前文 基本理念

・条例について

「私たちの知恵と力を出し合いながら意思決定をしていくという自立した自治体を創ることが求められています。」と表現されているが、自立した自治体を創ることは、求められているから取り組むのではなく、市民ひとりひとりが意思をもって行う必要がある。しかし、委員会での議論により、条例の修正まで至らないということになった。

■ 第1章 総則

第2条「定義」

・解説について

「団体」、「事業者」についての用語説明をしているが、条文中の用語と一致していないため、分かりづらい。条文中の「法人その他の団体」の定義を示すよう修正する必要がある。

■ 第2章 基本原則

第3条「情報の共有の原則」

・解説について

この条項でいう「市民」とは、第2条で定義されている「市民」であるため、解説においては、「市民団体」に限らず、企業やN P O 法人などの法人や、町会なども含めるため、「市民」と表現し、広く捉えた方がよい。

第5条「協働の原則」

・解説について

平成27年度に開始した協働事業提案制度について記載し、市民と市の協働によるまちづくりの取組みを紹介した方がよい。

■ 第3章 市民の権利及び責務

第6条「市民の権利」

・条例について

第1項にて、市民には、市政に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する」とあるが、市民の権利の構成として、第一に市政に関する情報を

知る権利、第二に市政に参加する権利であることから、権利の表記順序の変更について意見があったが、不適切な表現を使用している事例ではないため、現行のままでよいということになった。

- ・解説について

本条項で規定した権利の主体である市民が、性別や年齢、国籍、心身の状況等に関わらず等しく含めていることを、よりわかりやすく説明した方がよい。

また、記載されている市民の権利に関する主な取組みの代わりに、市政に参加する主な取組みとして、審議会等への参加やパブリックコメントによる意見提出を加えた方が、わかりやすい。

第7条「市民の責務」

- ・解説について

「まちづくり活動」という表現は、条文との整合性を図るために、「まちづくり」という表現を用いる方が適切であり、また市民にも分かりやすい。

また、小・中学生の取組みの一例に、富士見市をきれいにする日の取組みや、防災訓練への参加などを加えたり、条文で表記されていない「事業者」という表現を「企業」に変更したり等、市民に分かりやすく表現した方がよい。

■ 第4章 市議会、市等の責務

第9条「市の責務」

- ・解説について

市は、市民参加の機会を市民へ周知するため、広報手段の拡充に努める必要がある。また、市民が市長へ意見を伝えられる機会であるタウンミーティングの取組みについて記載し、紹介すべきである。

ほかにも、外国籍市民へ情報提供・発信する場合の配慮についての記載は、市が情報の提供をする際に留意すべきことであることから、第9条の解説において記載したらよい。

第11条「市職員の責務」

- ・解説について

本条例の目的である、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の推進を図るために、市の職員として、協働を推進するコーディネーターや市民活動のサポートとしての役割に関する知識や技能の向上に努めてほしい。

■ 第5章 市民参加及び協働のまちづくりの推進

第14条「審議会等への参加」

- ・解説について

廃止等の変更が生じやすい附属機関や市民会議等の名称については記載せず、今後の状況に対応ができるようにする。

また、市民会議や懇談会等の説明にある、「提言」という表現は、附属機関の役割と混同しやすいため削除した方がよい。

第15条「市民参加及び協働の推進」

- ・解説について

評価についての説明を削除し、第25条（行政評価）に集約させることで、この条項の趣旨を明確にできる。

また、市民と市は対等のまちづくりのパートナーであることから、「育成・支援」という表現から「協力」に変更した方がよい。

第16条「富士見市市民参加及び協働推進委員会」

- ・解説について

附属機関の根拠規定を「地方自治法第138条の4第3項」へ修正する。

第17条「自主的なまちづくり活動の促進」

- ・解説について

自主的なまちづくり活動の促進に向けた市の支援を規定した条項であるので、現行の運用のポイントの代わりに、市の具体的な取組み（協働によるまちづくり講座（出前講座）への職員の派遣や、市民活動補償制度の導入など）を記載してほしい。

■ 第6章 市政運営

第19条「情報の公開」

- ・解説について

広報紙やホームページによる情報の公開は積極的に進められていると思うが、市民への情報発信が不足している。

市が情報発信方法として取り組んでいる、フェイスブックやツイッター、子育て応援モバイルサイト『スマイルなび』、防災メールなどの具体例を記載してPRしてほしい。

第20条「説明責任」

- ・解説について

運用のポイントとして記載されている内容は、条例の趣旨を踏まえ、記載を削除した方がよい。

第25条「行政評価」

- ・解説について

市政運営を効率的、効果的に進めるために取り入れられているP D C Aサイクルについて、評価を踏まえて改善をし、施策等へ反映させるよう、表現に加えてほしい。

■ 第7章 条例の位置付け

この章については、見直すべき項目は特段なかった。

■ 第8章 雜則

この章については、見直すべき項目は特段なかった。

4 まとめ

今回の条例見直しの検討では、現時点では条例を改正する必要性はないという結論に至った。

今後の課題としては、市政に関する情報をどのように市民に向けて発信していくか、があげられる。現在、広報をはじめ、様々な方法での提供に努められているが、市政に関心のない市民が存在することも事実である。市民ひとりひとりの知恵と力をいかしたまちづくりを進めるために、どのような仕組みを整える必要があるのか、今後も協議を継続し、よりよいまちづくりができるこことを期待したい。

5 附属資料

(1) 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例

平成25年6月27日
富士見市条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）第16条第2項の規定に基づき、富士見市市民参加及び協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、市長の求めに応じ、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に関する事項について調査及び検討を行い、市長に提言する。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び市民活動に関する団体が推薦する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 推進委員会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係

者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求める
ことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、自治振興部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、
委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富士見市自治基本条例の一部改正)

2 富士見市自治基本条例の一部を次のように改正する。

第28条を第29条とする。

第7章中第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第6章中第25条を第26条とし、第17条から第24条までを1条ずつ繰り
下げる。

第5章中第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(富士見市市民参加及び協働推進委員会)

第16条 市は、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するため、富士見
市市民参加及び協働推進委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市市民参加及び協働推進委員会の組織及
び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(2) 富士見市市民参加及び協働推進委員会委員名簿

(任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日)

役職	氏名	所属団体分野等
委員長	阿由葉 勝	地域コミュニティ関係団体 (富士見市町会長連合会)
副委員長	有賀 輝彦	青少年・子ども健全育成関係団体 (富士見市青少年相談員協議会)
委員	朝賀 康義	公募
委員	金子 央	公募
委員	桑原 真紗	産業関係団体 (富士見市商工会)
委員	長ヶ原 美博	男女共同参画関係団体 (富士見市男女共同参画推進会議)
委員	富田 満里子	市民ボランティア関係団体 (富士見手話サークル)
委員	根岸 悅雄	生涯学習関係団体 (富士見市市民人材バンク推進員の会)
委員	吉岡 俊明	市民ボランティア関係団体 (ぱれっと料理の会)
委員	渡邊 知広	公募

(3) 富士見市市民参加及び協働推進委員会開催状況

	開催日	内容
第1回	平成30年4月26日（木）	(1) 富士見市協働事業提案制度の進捗状況報告 (2) 平成29年度市民参加・協働に関する取組み調査結果報告 (3) 平成30年度公募委員募集・パブリックコメント実施予定報告 (4) 平成30年度のスケジュールについて (5) 自治基本条例の見直しについて
第2回	平成30年6月27日（水）	(1) 平成29年度審議会等の開催状況・パブリックコメント実施状況調査報告 (2) 協働事業提案制度平成29年度実施協働事業の評価について (3) 富士見市自治基本条例の見直しについて・協議（前文、第1条～第11条）
第3回	平成30年7月30日（月）	(1) 富士見自治基本条例の見直しについて・協議（第12条～第29条）
第4回	平成30年9月26日（水）	(1) 富士見市協働事業提案制度について (2) 富士見市自治基本条例の見直しについて・意見の整理、まとめ
第5回	平成30年11月16日（金）	(1) 富士見市協働事業提案制度市民提案型協働事業プレゼンテーションによる選考について (2) 富士見市自治基本条例の見直しについて・自治基本条例の見直しに関する提言書（案）について (3) 審議会等設置状況調査報告
－	平成30年11月21日（水）	提言書を市長へ提出